

# 最新情報かわら版

今年の猛暑の日々も落ち着き、朝晩は涼しくなりました。皆さま季節の変わり目ですのでお体には十分お気を付けてください。今回は、消費税の経過措置について生田が担当いたします。

## 消費税に関する経過措置について

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられます。それにあわせて、消費税の経過措置が取られることがあります。

令和元年10月1日以後に事業者が行う資産の譲渡及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものにつきましては、旧税率（8%）が適用されることとなります。

### 主な経過措置の内容

#### ① 旅客運賃等

令和元年施行日（令和元年10月1日）以後に行う旅客運送の対価や映画館、美術館等への入場料金等のうち、平成26年施行日（平成26年4月1日）から令和元年施行日の前日までの間に領収しているもの

#### ② 電気料金等

令和元年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話等に係る料金等で、令和元年施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの

#### ③ 請負工事等

平成26年指定日（平成25年10月1日）から平成31年指定日（平成31年4月1日）の前日までの間に締結した工事に係る請負契約に基づき、令和元年施行日以後に資産の譲渡等を行う場合における、当該資産の譲渡等

その他にも、次の内容も該当します。

#### ④ 資産の貸付け

#### ⑧ 通信販売

#### ⑤ 指定役務の提供

#### ⑨ 有料老人ホーム

#### ⑥ 予約販売に係る書籍等

#### ⑩ 家電リサイクル法に規定する再商品化等

#### ⑦ 特定新聞

上記以外にも経過措置が設けられています。

→国税庁より、<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/01.pdf>

また、経過措置が適用される取引は必ず経過措置を適用することとなります。

詳しいことをお聞きになりたい際は、  
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350